

令和3年 第3回

士幌町議会定例会議案

令和3年9月3日

- | | |
|--------|---|
| 報告第1号 | 令和2年度士幌町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書について |
| 議案第1号 | 農業委員会委員の任命について |
| 議案第2号 | 教育委員会委員の任命について |
| 議案第3号 | 名誉町民の決定について |
| 議案第4号 | 名誉町民の決定について |
| 議案第5号 | 損害賠償額の決定及び和解について |
| 議案第6号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第7号 | 士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第8号 | 士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第9号 | 令和3年度士幌町一般会計補正予算(第4号) |
| 議案第10号 | 令和3年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第11号 | 令和3年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第12号 | 令和3年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第13号 | 令和3年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第14号 | 令和3年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第15号 | 令和3年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第16号 | 令和3年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号) |
| 認定第1号 | 令和2年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定 |
| 認定第2号 | 令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 認定第3号 | 令和2年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 認定第4号 | 令和2年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 認定第5号 | 令和2年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 認定第6号 | 令和2年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 認定第7号 | 令和2年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 |
| 認定第8号 | 令和2年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定 |

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年9月3日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌東 5 線 166 番地

氏 名 菊 地 和 浩

生年月日 昭和 37 年 8 月 30 日

説 明

農業委員会委員の欠員により、新たに委員を任命するため、議会の同意を求めるものである。

議案第 2 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌西 3 線158番地130

氏 名 時 光 早 苗

生年月日 昭和38年 9 月 9 日

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 号

名誉町民の決定について

次の者を名誉町民に決定したいので、士幌町名誉町民条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

住 所	士幌町字中士幌東 1 線 128 番地
氏 名	鈴木 洋 一
生年月日	昭和 17 年 4 月 26 日

説 明

士幌町名誉町民条例第 3 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 号

名誉町民の決定について

次の者を名誉町民に決定したいので、士幌町名誉町民条例第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

住 所	士幌町字士幌東 14 線 166 番地
氏 名	中 島 康 夫
生年月日	昭和 3 年 11 月 14 日

説 明

士幌町名誉町民条例第 3 条の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 5 号

損害賠償額の決定及び和解について

令和 3 年 2 月 4 日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金 2 6 1, 8 9 9 円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

4 事故の内容

令和 3 年 2 月 4 日午前 8 時 3 5 分頃、士幌町字中士幌基線 1 1 2 番地 5 付近、士幌南基線と中士幌 1 8 号線交差点北において、士幌南基線を北に向かって拡幅除雪していた町有車両が、作業装置（サイドウイング）の操作を誤り、電柱に衝突し、折損させたもの。

説 明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議決を得ようとするものである。

議案第6号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び士幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(士幌町個人情報保護条例の一部改正)

第2条 士幌町個人情報保護条例(平成17年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第29条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

デジタル庁設置法の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い条例を改正するものである。

議案第7号

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

士幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例

士幌町手数料徴収条例（昭和43年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの再発行に係る手数料の徴収主体が地方公共団体情報システム機構に変更したことに伴い条例を改正するものである。

議案第 8 号

士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案

士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

士幌町町営住宅管理条例（平成 9 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「21 万 4,000 円」を「25 万 9,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に町営住宅に入居している者の収入の基準及び家賃の算定方法については、令和 4 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

説 明

裁量階層世帯及び災害町営住宅の入居収入基準を緩和するため、条例を改正するものである。

認定第 1 号

令和 2 年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度士幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号

令和 2 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号

令和 2 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号

令和2年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度土幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 5 号

令和 2 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 2 年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号

令和2年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号

令和2年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号

令和 2 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。